

平成15年民間企業の勤務条件制度等調査結果表

表1 多様な勤務形態の導入割合（母集団：各該当職種を有する企業）

勤務形態	(%)						
	事務・管理	情報処理	販売・営業	技 術	研 究	教 育	そ の 他
フレックスタイム制	14.5	20.4	14.0	17.2	27.3	21.5	6.8
専門業務型裁量労働制	-	4.4	4.5	6.6	8.1	-	5.7
企画業務型裁量労働制	2.8	2.4	2.2	2.5	2.7	-	1.5
短時間勤務制	5.2	4.0	4.8	4.8	2.3	4.0	8.0

表2 育児又は介護を行う従業員等に対する労働時間からの支援策別、対象従業員別企業数割合（母集団：全企業）

労働時間からの支援策	(%)			
	育 児 ・ 介 護 を行う従業員	健康面で不安 のある従業員	自己啓発活動 を行う従業員	その他
フレックスタイム制	9.8	3.9	2.2	1.3
始業・終業時刻の繰上・繰下	50.1	9.6	4.4	3.1
所定労働時間の部分的休業等	32.8	7.1	2.0	2.3

複 数 回 答

表3 長期勤続（リフレッシュ）休暇制度の有無及び付与の要件別企業数割合（母集団：全企業）

制度あり	付 与 の 要 件										制度なし	不明
	勤続 年数							年 齢	そ の 他	要 件 不 明		
		10年	15年	20年	25年	30年	35年					
30.3	(94.6)	[42.8]	[23.7]	[65.6]	[32.1]	[69.2]	[18.4]	(7.4)	(1.5)	(0.9)	69.0	0.7

複 数 回 答

(注) 1. ()内は、制度を有する企業を100とした割合である。

2. []内は、勤続年数を付与の要件としている企業を100とした割合である。

表4 男性従業員の育児休業取得促進措置の有無及び促進措置別企業数割合（母集団：全企業）

措 置 あ り					措 置 な し	不 明
	制度の周知	対象者への 取得奨励	経済的援助	そ の 他		
29.0	(97.0)	(2.7)	(1.4)	(0.7)	70.0	1.1

複 数 回 答

(注) ()内は、措置を講じている企業を100とした割合である。

表5 世帯用社宅の有無別、保有形態別企業数割合（母集団：全企業）

世帯用 社 宅 あ り			世帯用 社 宅 な し	不 明
	自社保有 社宅あり	借 上 げ 社宅あり		
42.1	(45.3)	(54.9)	57.2	0.7

(注) ()内は、世帯用社宅ありの企業を100とした割合である。

表6 世帯用社宅の保有形態別、専有面積別平均月額使用料
(母集団：世帯用社宅を有する企業から使用料不明の企業を除いた企業)

(円)

自社保有社宅				借上げ社宅			
55㎡未満	55～65㎡未満	65～80㎡未満	80㎡以上	55㎡未満	55～65㎡未満	65～80㎡未満	80㎡以上
14,353 (68.0%)	18,463 (76.7%)	20,833 (80.8%)	26,215 (87.6%)	21,096	24,067	25,791	29,932

(注) ()内は、「借上げ社宅」の平均月額使用料に対する「自社保有社宅」の平均月額使用料の割合である。

表7 1月100時間又は2月平均80時間を超える時間外労働をした場合の健康管理対策の措置の有無及び内容別企業数割合(母集団：全企業)

(%)

措置あり	作業環境の改善	時間外労働の抑制	深夜業回数等見直し	産業医等による保健指導	健康診断の受診	その他	措置なし
77.8	(35.7)	(84.0)	(21.2)	(27.5)	(25.2)	(2.0)	22.2

複数回答

(注) ()内は、措置ありと回答した企業を100とした割合である。

表8 法定外給付制度の有無及び給付事由別企業数割合(母集団：全企業)

(%)

業務・通勤の別	制度の有無	制度あり	給付事由			制度なし
			死亡	後遺障害	休業	
			業務災害	70.3	67.9	
通勤災害	62.2	60.4	51.4	38.7	37.8	

複数回答

表9 死亡に対する法定外給付額の決定方法別企業数割合

(母集団：死亡に対する法定外給付制度を有する企業)

(%)

業務・通勤の別	決定方法	一律定額	一律定率	扶養親族数別	その他
		業務災害	55.8	9.8	13.3
通勤災害	57.9	8.7	12.8	20.6	

(注) 1. 「一律定率」とは、労働者災害補償保険法の給付基礎日額に一定の日数を乗ずることをいう。
2. 「扶養親族数別」とは、扶養親族数別に定額又は定率で決定されることをいう。
3. 「その他」とは、勤続年数別、役職段階別等である。

表10 死亡に対する法定外給付額の階層別企業数割合

(母集団：死亡に対する法定外給付を一律定額としている企業)

(%)

(万円)

業務・通勤の別	給付額階層	万円	万円	万円	万円	万円	万円	平均給付額
		500	500～999	1,000～1,499	1,500～1,999	2,000～2,499	2,500～2,999	
業務災害		18.8	7.2	14.2	4.3	15.6	11.3	28.6
通勤災害		24.9	11.6	26.7	11.2	11.5	3.8	10.3
								1,868
								1,309

表 1 1 定年制の有無別、制度の内容別、定年年齢別企業数割合（母集団：全企業）
（％）

定年制 あり	一律	定年年齢				一律 以外	最高定年年齢			定年制 なし	不 明
		60歳	61～ 64歳	65歳 以上	不明		61～ 64歳	65歳 以上	不明		
		98.3	95.7	91.8	0.6		3.2	0.1	2.5		

表 1 2 定年後継続雇用制度の実施状況別企業数割合（母集団：定年制を有する企業）
（％）

再 雇 用				勤 務 延 長			
実施して いる	検討中	実施して いない	不明	実施して いる	検討中	実施して いない	不明
69.4	4.4	25.7	0.5	19.3	3.9	75.9	0.9

表 1 3 退職金制度の有無及び内容別企業数割合（母集団：全企業）

退職金 制 度 あ り	退職一 時金制 度あり	企業年 金制度 あり	不明					退職金 制 度 な し	不 明	
			厚生年金 基金	適格退職 年金	確定拠出 年金	確定給付 企業年金	企業（自 社）年金			
			97.9	79.8	71.1	(46.2)	(71.4)			(3.8)

— 複 数 回 答 —

（注）（ ）内は、企業年金制度がある企業を100とした割合である。

表 1 4 新規学卒者等を対象とした定期採用の実施状況及び募集に当たっての年齢制限等の状況
（母集団：全企業）

定期採用 を実施し ている	新規学卒者 のみを対象 とすることを 明示	事実上新規 学卒者のみ を対象	既卒者も 同時に対 象	年齢又は卒業後の年数による制限			定期採用 を実施し ていない	不 明
				設けている	設けていない	不 明		
				56.3	(44.5)	(29.7)		

（注）（ ）内は、新規学卒者等を対象とした定期採用を実施している企業を100とした割合である。